警報、エレベーターの異常

● 火災警報器が鳴ったとき

市営住宅には、自動火災警報器や住宅用火災警報器が設置されています。

自動火災警報器が設置されている住宅は、部屋の天井に感知器が設置されており、火事の場合は、ベルが作動します。また、各階に非常警報ボタンが設置されていますので、火災の際は、ボタンを押して警報を鳴らし消防署（119番）へ連絡してください。誤報の場合は、1階受信機盤の音響停止ボタンを押し、緊急連絡先まで連絡してください。

壁に住宅用火災警報器が設置されている住宅は、火事の場合、煙を感知し部屋内の住宅用火災警報器が発報しますので消防署（119番）へ連絡してください。また、害虫駆除の煙やタバコの煙でも感知しますので、ご注意ください。火事ではない場合に音がするときは、電池切れが考えられますので、担当の管理事務所へ連絡してください。

● ポンプ室の警報器が鳴ったとき

ポンプ室の前などに警報器を設置しています。もしブザーが鳴っていたら停止ボタンを押して、シールに記載されているところまで連絡してください。

この警報器はポンプの故障や、受水槽、高架水槽の異常を知らせ断水を未然に防いだり、断水時間の短縮に役立ちます。入居者のみなさまのご協力をお願いいたします。

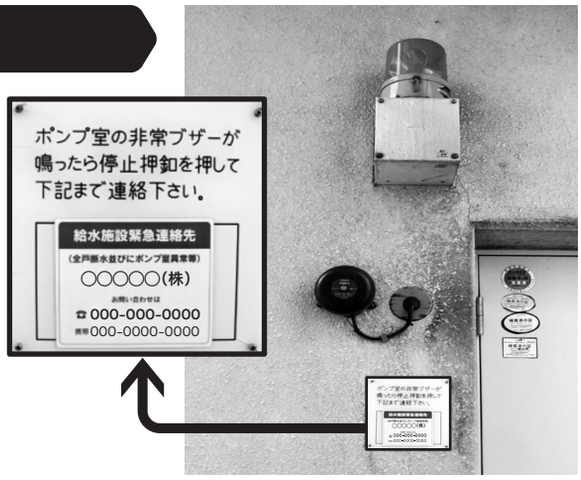

● エレベーターの異常

エレベーターは定期点検などによって安全に動くように努めていますが、急な衝撃などが加わったりすると急停止することがあります。閉じこめられた場合は、あわてずに非常ボタンを押してください。
故障や異常時には緊急連絡先（エレベーター保守会社）へ連絡してください。

●乱暴に扱わず、ていねいに乗りましょう。
●入口の溝や隙間に、ものを入れたり、はさんだりするのはやめましょう。
●飛んだり、はねたりしないようにしましょう。
●エレベーターのドアを無理やり開けたり、閉めたり、寄りかかったりしないようにしましょう。
●エレベーター内は火気厳禁です。（喫煙禁止）
●荷物の積み降ろしの際は、扉や壁に荷物をぶつけたり、扉に荷物をはさまないようにしましょう。
●自転車やバイクを持ち込まないようにしましょう。

地震や台風のとき

● 地震対策を万全に

●家の中の棚やタンスは転倒防止を施し、上部に物を置かないようにしましょう。

●地震が発生したら、どこに避難するのかあらかじめ決めておきましょう。

●地震のときに持ち出す物などを常時用意し、役割をきちんと決めておきましょう。
（戸締りをする人やブレーカーを切ったり、ガス・水道の元栓を閉める人など）

● 地震や火災のとき、エレベーターの使用は厳禁です

●避難するときは、エレベーターを使用しないでください。

●もしもエレベーターに乗っているときに地震や火災が発生したら、行き先ボタンを全部押して、ドアが開いた階ですばやく降りてください。

● 台風が来たとき

●天気予報などで状況がある程度わかりますので、前もってベランダの物干しざおなどを片づけたり、排水口を掃除したりして被害を防ぎましょう。

また、停電に備え、懐中電灯やラジオなどを用意しておきましょう。

● 地震や台風などの災害で修繕が必要になったとき

●速やかに担当の管理事務所へ連絡してください。
なお、災害発生から長期間経過した後では、災害による被害であることの判断ができないため、修繕にかかる費用は入居者負担となります。

●火災警報器や災害時の修繕についてのお問い合わせは …… 担当の管理事務所　13ページへ

火災になったとき

万一の火災に備えて下記の心構えを身につけましょう。

● 火を見たら、あわてずに大きな声で周囲に早く知らせる

火事を発見したら …
あわてずに速やかに
119 番へ

● 早く消火する

●電気器具やコードからの出火は最初にブレーカーを切りましょう。
●ガス器具からの出火は、まず元栓やメーターコックをすばやく閉めましょう。
●天ぷら油などの油類に引火したときは布団類などをかぶせてから水をかけましょう。
●消火器が設置されている住宅では、あらかじめ消火器の使い方を確認してすぐに使えるようにしましょう。

● 早く避難する

●天井まで火が上がったり、煙が充満しはじめたら消火は止めて避難しましょう。
●逃げ遅れないように一刻も早く避難しましょう。
●玄関に逃げられないときはベランダ側に出て、隔て板を破って隣に逃げたり、避難はしごを使って階下にすばやく避難しましょう。
●日頃から避難口、避難階段、避難経路を確認しておきましょう。

● ベランダ、共用廊下・階段について

●ベランダを物置にしないでください。物の落下事故や子どもの転落事故の原因になります。
●ベランダに水を流さないでください。下の階へ漏水します。
●火災のときには廊下、階段、隣との隔て板や避難はしごを利用して避難することになりますので、これらの付近には物を置かないでください。避難の際に支障となり、大変危険です。
●引っ越しのときなど、ベランダからの荷物の出し入れはやめましょう。

●お問い合わせは…… 担当の管理事務所　13ページへ

通報の流れ

119番通報

↓

火事・救急

↓

住所・目標

↓

燃えているもの・患者の状態

119番消防です。
火事ですか。救急ですか。

火事です。

場所はどこですか。

○区○○○丁目○番○号
○○マンションです。
近くに○○があります。
（目標となるもの）

何が燃えていますか。

○○が燃えています。

けが人や逃げ遅れた人はいますか。

けが人がいます。

「通報」に関する動画はこちら

災害の詳しい情報を聞くため、
指令センターから連絡をする場合があるので、
名前と連絡先を必ず伝えましょう。

福岡市消防局の
ホームページで
119番通報メモを
簡単に作成できます。

消火器の使い方

消火器の使用手順は
ピ・ノ・キ・オ

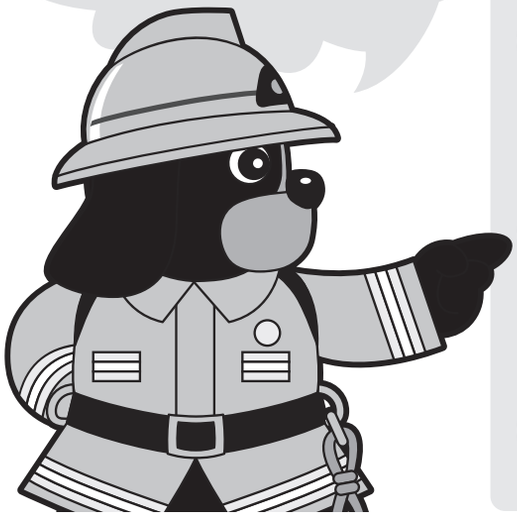

ピ ピンを抜く

↓

ノ ノズルを持つ

↓

キ 距離をとって

↓

オ （レバーを）押す

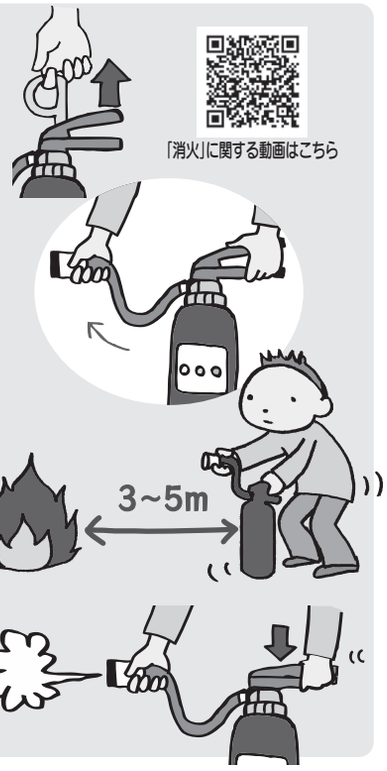

「消火」に関する動画はこちら

参照元：福岡市消防局「みんなの防火・防災・救急ブック」

施設管理事務所のご案内

中央区・南区・城南区内の市営住宅においては、**市営住宅の駐車場・住宅の修繕**に関する業務を下記の指定管理者（施設管理事務所）が行うこととなりましたので、**お手続きについては下記連絡先までお問い合わせください。**

※それ以外の業務は今までどおり市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）が行います。1ページをご参照ください。

● 中央区・南区・城南区にお住いの方　市営住宅の駐車場・住宅の修繕に関すること

中央区・南区・城南区施設管理事務所（2023年4月1日～）	
福岡市営住宅指定管理者	東急コミュニティー・九州総合管理共同事業体

窓口受付時間：9時～18時
（土・日・祝日・12/29～1/3は休業）

TEL：**092-262-1090**
FAX：092-262-1096

所在地：福岡市博多区住吉二丁目16番1号
メゾン住吉212号

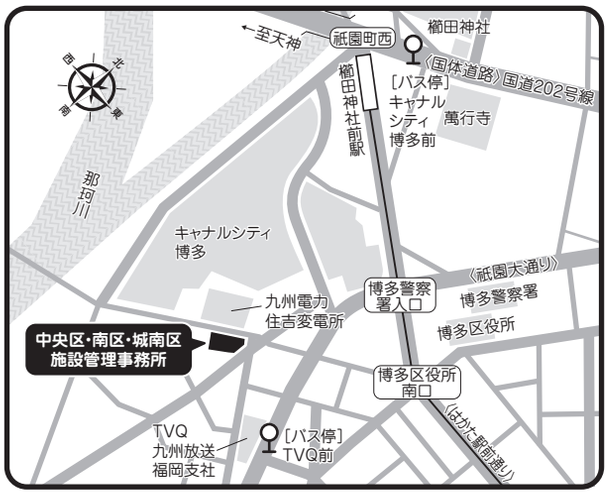

最寄りの公共交通機関	【西鉄バス】「TVQ前」バス停から 徒歩約2分 「キャナルシティ博多前（国体道路）」バス停から徒歩 約7分 【市営地下鉄】「櫛田神社前」駅から徒歩約5分 ●駐車場がありませんので、公共交通機関もしくは近くのパーキング（提携なし）をご利用ください。

市営住宅センター案内図

市営住宅センター
（福岡市住宅供給公社）

〒812-0025
福岡市博多区店屋町4番1号
冷泉ハープビル

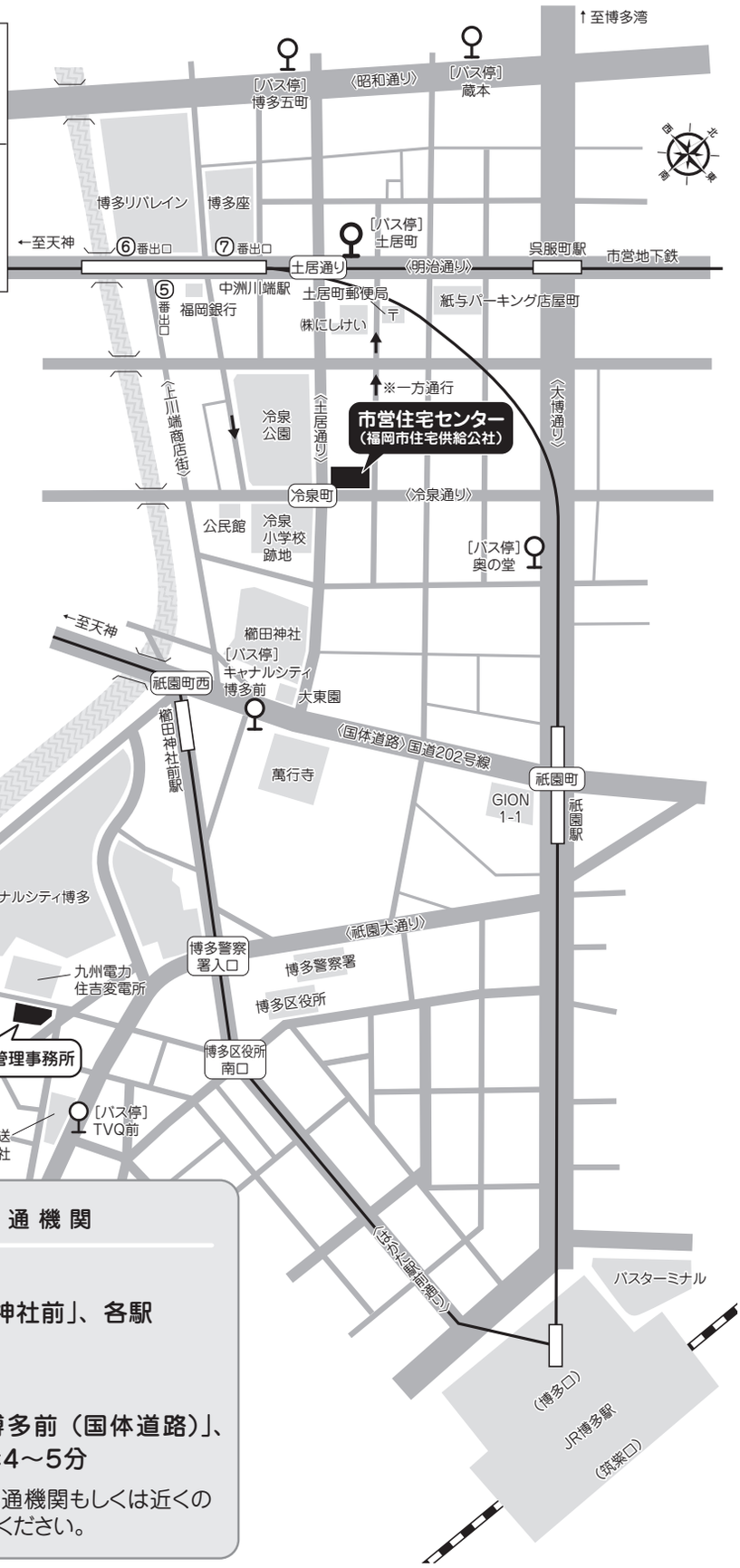

最寄りの公共交通機関

【市営地下鉄】
「祇園」、「中洲川端」、「櫛田神社前」、各駅から徒歩5～6分

【西鉄バス】
「土居町」、「キャナルシティ博多前（国体道路）」、「奥の堂」、各バス停から 徒歩4～5分

●駐車場がありませんので、公共交通機関もしくは近くのパーキング（提携なし）をご利用ください。

入居・退去するみなさまへ

入居・退去手続き以外にも、下記の手続きが必要です。
チェックリストを参考にして、手続きもれがないかどうか
確認してみてください。

入居・退去に伴う諸手続きチェックリスト

- □ 住民異動届 ---- 各区役所・出張所（14日以内）
- □ 転居届--------- 郵便局
- □ 電話 ---------- NTT
- □ インターネット -- 各回線事業者、プロバイダー
- □ NHK受信料---- NHK福岡放送局（092-715-7111）
- □ 電気 ---------- 九州電力各営業所（連絡先は5ページをご覧ください。）
- □ 都市ガス------- 西部ガスお客さまサービスセンター（0570-000-312）
- □ プロパンガス --- 福岡液化石油ガス事業協同組合（092-413-2202）
- □ 水道 ---------- 福岡市水道局お客さまセンター（092-532-1010）

※電気、都市ガス、電話は契約する（している）会社に連絡してください。

★入居連絡票・退去連絡票 ⇒ 管理組合（自治会等）の代表の方へ提出を

福岡市営住宅センター
（福岡市住宅供給公社）

〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号

福岡市住宅供給公社HP http://www.nicety.or.jp/ 福岡市住宅供給公社 検索

2025.4